

著者との契約により検印省略

平成15年12月15日 初 版 発 行 労働組合の会計実務  
平成18年3月20日 改 訂 版 発 行 -会計・監査・税務のすべて-  
平成20年10月10日 三 訂 版 発 行 (六訂版)  
平成24年1月20日 四 訂 版 発 行  
平成27年3月10日 五 訂 版 発 行  
令和4年10月20日 六 訂 版 発 行

著 者 神 林 克 明  
繁 田 勝 男  
戸 張 実  
室 中 道 雄  
発 行 者 大 坪 克 行  
印刷・製本 株式会社 技秀堂

発 行 所 〒161-0033 東京都新宿区 株式会社 税務経理協会  
下落合2丁目5番13号

振 替 00190-2-187408 電話 (03)3953-3301 (編集部)  
F A X (03)3565-3391 (03)3953-3325 (営業部)

URL <http://www.zeikei.co.jp/>

乱丁・落丁の場合は、お取替えいたします。

© 室中・戸張・繁田・神林 2022

Printed in Japan

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される  
場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、  
FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。

**JCOPY** <出版者著作権管理機構 委託出版物>

ISBN978-4-419-06655-0 C3034

---

## 第4章

# 労働組合の税務実務

---

### 1 労働組合が課税対象となる税金の概要

---

#### (1) 法人税

法人税法上では、法人格のある労働組合は公益法人等に該当し(法別表第二)、法人格のない労働組合は人格のない社団等に該当します。いずれも収益事業を営む場合には、その収益事業に係る所得に対して法人税が課税されます(法4①)。また、収益から費用等を差し引いた利益金額が仮に赤字であっても収益事業を行っている限り、確定申告はしなければならないことになっています。

ただし、法人格のある労働組合は、寄附金の損金算入限度額、税率、利子・配当等の所得税の非課税などの公益法人等に対する法人税の優遇措置を受けることができますが、法人格のない労働組合は、一般の普通法人と同様に取り扱われます。法人格のない労働組合の税率は、資本金1億円以下の普通法人と同じ取扱いになります。

なお、法人税確定申告書を提出していない労働組合(法人格のある場合に限る)で、当該事業年度の収入金額が8,000万円を超える場合には、損益計算書又は

収支計算書を事業年度の終了の翌日から4カ月以内に所轄税務署長に提出しなければなりません(措法68の6, 措令39の37, 措規22の22)。

## (2) 地方法人税

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある労働組合は、基準法人税額を課税標準とする地方法人税が課税されます(地法4)。

## (3) 法人住民税(道府県民税・市町村民税)

収益事業を営まない労働組合は、均等割及び法人税割のいずれも非課税となりますが、収益事業を営む労働組合は、普通法人の場合の最低規模法人の均等割と収益事業に課税された法人税を課税標準とする法人税割が課税されます(地税25①二, 296①二)。

## (4) 事業税と特別法人事業税

労働組合は、収益事業を営む場合には、その収益事業に係る所得に対して事業税と特別法人事業税が課税されます(地税72の5①, 特法税4)。

## (5) 消費税

消費税は、「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供」と「外国貨物の輸入」を課税対象としています。労働組合も事業者該当し、基準期間(前々事業年度)の課税売上高が1,000万円を超える場合は納税義務者となります(消法5, 消法9)。

## (6) 事業所税

事業所税は、指定都市等が事業所床面積や従業員給与総額を課税標準とする税金ですが、労働組合については、収益事業に係る事業所床面積等のみが課税されます(地税701の34②)。

## (7) 登録免許税

### ① 法人登記

労働組合の法人登記に対する該当規定がないため課税されません。

### ② 不動産登記

労働組合に対する非課税の規定はなく、普通法人と同様に課税されます。

## (8) その他の資産に係る税金(不動産取得税・固定資産税)

不動産の取得や固定資産(土地・家屋・償却資産)の保有について課税される税金であり、資産価額に対して一定の税率が課せられます。

## (9) 印紙税

労働組合の発行する受取書(領収書)は、営業に関しないものとして取り扱われるため、たとえ収益事業に関するものであっても、印紙税を納める必要はありません(印基通(別表1)17②, ③)。

## (10) 給与等の支払いに係る所得税の源泉徴収義務

労働組合が給与、報酬等の支払いをする場合は、普通法人と差異はなく、所得税の源泉徴収義務者となり、預った源泉所得税を所轄税務署に納付しなければなりません。

## 2 法人税

法人税法の納税義務者は、次のように定められています。

「第4条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第84条第1項(退職年金等